



2025年6月27日

各位

会社名 GFA株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松田 元  
(コード：8783、スタンダード市場)  
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史  
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出する2025年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2025年3月期の決算において、複数の会計処理に関する重大な誤りが判明しました。具体的には、当社が保有する債権譲渡による収益および子会社が受領した暗号資産に関して、いずれも当初は特別利益として計上しておりましたが、実際には収益認識の基準を満たしておらず、前受収益として処理すべきものであると監査法人より指摘され、訂正を余儀なくされました。

また、営業貸付債権及び子会社との取引に関して、貸倒引当金の計上額に誤りがあり、これも監査法人の指摘により大幅な追加繰入が必要と判断されました。この影響により、営業損失や経常損失、親会社株主に帰属する純損失が大幅に増加し、業績予想との差異が著しいものとなりました。

さらに、暗号資産については評価手法（時価評価か原価評価か）および資産区分（投資その他の資産か流動資産か）について、当初の判断が不適切であったことが判明し、決算短信および四半期短信、ならびに有価証券報告書に至るまで複数回にわたり訂正が行われました。これらの誤りは、財務報告の作成および承認に関わるプロセスにおける統制上の不備に起因するものです。

このように、財務報告の正確性および信頼性に直接的な影響を及ぼす重要な会計処理において、当社の理解不足、資料の確認漏れ等が重なり、決算発表後の監査において重大な誤りを指摘されるに至りました。これらは、内部統制の整備および運用が十分に機能していなかったことを示すものであり、当社はこれを「開示すべき重要な不備」に該当すると評価いたしました。

#### 2. 事業年度末に是正できなかった理由

当該不備は、2025年3月期の決算発表後、監査法人との協議・精査の過程で明らかになったものであり、事業年度末日である2025年3月31日時点では把握されておらず、是正措置を講じることができなかったためです。

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、本件の重大性を真摯に受け止めており、以下の是正措置を講じてまいります。まず、収益認識、資産評価、引当金計上に関する社内ルールおよび判断基準を明確化し、これらに係る判断については第三者を含むダブルチェック体制を構築いたします。加えて、グループ全体の会計方針の統一と、子会社に対するモニタリング体制の強化、ならびに決算・財務報告プロセスの早期検証と改善を実施いたします。必要に応じて外部の専門家によるアドバイザーも活用し、内部統制の整備・運用体制を抜本的に強化する方針です。

#### 4. 連結財務諸表等に与える影響

本不備に起因する訂正は、2025年3月期の連結・個別財務諸表、決算短信、四半期短信、有価証券報告書における特別利益・特別損失・営業外費用・貸倒引当金・親会社株主に帰属する当期純損失など、数多くの勘定科目において金額の訂正を必要とし、投資家への説明責任にも影響を及ぼしました。業績予想との乖離が著しく、財務報告の信頼性に対する社会的信用を大きく損なう結果となったと認識しております。

#### 5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上